

## 第84号議案

### 茨城県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会事務委任規則（昭和40年茨城県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り，第4号を第3号とし，第5号を第4号とし，第6号を第5号とし，同号の次に次の1号を加える。

(6) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

第2条中第27号を第28号とし，同条第26号中「第13号」を「第14号」に改め，同号を同条第27号とし，同条第25号中「第13号」を「第14号」に改め，同号を同条第26号とし，同条第7号から第24号までを1号ずつ繰り下げ，第6号の次に次の1号を加える。

(7) 教育予算その他会議の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

付 則

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月19日提出

茨城県教育委員会委員長 和田 洋子

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が改正され，4月1日から施行されるのに伴い，新たに規定された教育委員会活動の点検・評価について，所要の改正をしようとするものである。

## 茨城県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法律」という。）の一部改正（第26条第2項）により，教育委員会は，基本的な方針の策定，教育委員会規則の制定・改廃，教育機関の設置・廃止，職員の人事，活動の点検・評価，予算等に関する意見の申出については，教育委員会が責任をもって教育に関する事務を管理・執行するため，教育長に委任できない事務として規定された。

茨城県教育委員会事務委任規則（以下「規則」という。）において，上記のうち「活動の点検・評価」に関する事務を除き，既に教育長に委任できない事務として規定されていることから，新たに規定された当該点検・評価に関する事務を委任できない事務として規定する等所要の改正を行うものである。

点検・評価に関する事務は，今回の法律改正により新たに各教育委員会に義務付けられた事務（新設）。

### 2 改正内容

教育長に委任できない事務として，現行規則に次のとおり規定する。

(6) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

法律の規定順となるよう，現行規則の号番号を改める。

その他文言の修正等所要の改正を行う。

### 3 施行期日

平成20年4月1日

#### (参考)

改正地教行法第26条第2項 (教育長に委任できない事務)	茨城県教育委員会事務委任規則（改正前）	
	対応状況	規定条号
基本的な方針の策定	規定済み	第2条第1号
教育委員会規則の制定・改廃	規定済み	第2条第2号
教育機関の設置・廃止	規定済み	第2条第4号
職員の人事	規定済み	第2条第5号，6号
活動の点検・評価	(新設)	-
予算等に関する意見の申出	規定済み	第2条第3号

茨城県教育委員会事務委任規則 (昭和40年茨城県教育委員会規則第 8号) 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>第2条 教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 教育行政の基本方針を決定すること。</p> <p>(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める訓令を制定し、又は改廃し、並びに重要な告示及び公告をすること。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し、又は廃止すること。</p> <p>(4) 教育長の任免その他の人事及び給与の決定を行うこと。</p> <p>(5) 教育庁、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関及び市町村立学校の職員の任免その他の人事を行うこと。ただし、臨時又は非常勤の職員に係るものを除く。</p> <p>(6) <u>教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。</u></p> <p>(7) <u>教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。</u></p> <p>(8) ~ (25) 略</p> <p>(26) 行政文書の開示等 (第14号に係るものを除く。)を行うこと。</p> <p>(27) 保有個人情報の開示等 (第14号に係るものを除く。)を行うこと。</p> <p>(28) 略</p>	<p>第2条 教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 教育行政の基本方針を決定すること。</p> <p>(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める訓令を制定し、又は改廃し、並びに重要な告示を及び公告をすること。</p> <p>(3) <u>教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。</u></p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し、又は廃止すること。</p> <p>(5) 教育長の任免その他の人事及び給与の決定を行うこと。</p> <p>(6) 教育庁、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関及び市町村立学校の職員の任免その他の人事を行うこと。ただし、臨時又は非常勤の職員に係るものを除く。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設 (移動))</p> <p>(7) ~ (24) 略</p> <p>(25) 行政文書の開示等 (第13号に係るものを除く。)を行うこと。</p> <p>(26) 保有個人情報の開示等 (第13号に係るものを除く。)を行うこと。</p> <p>(27) 略</p>